



## ❄️ 催し・募集

★古河市合併10周年記念★

### 古河市消防春季点検式

第1分団から第27分団の消防ポンプ車が集結し、消防団員の規律正しい姿を披露します。ぜひご覧ください。

日時 2月28日(日)  
午後1時15分～

場所 中央運動公園イベント広場、古河はなもも体育館(中央運動公園総合体育館)

※雨天時はプログラムに一部変更がありますので、問い合わせください。

問 ☎️危機管理防災課



### 古河公方公園 「冬の植物観察会」

冬を乗り切る植物のたくましさと春のいぶきを感じましょう。

日時 2月27日(土)午前9時30分～正午 [雨天決行]

集合場所 古河公方公園(古河総合公園)管理棟

定員 20人

費用 200円

持参物 虫眼鏡、帽子、歩きやすい服装、飲み物

## 市税を一時に納付することができない人のために 猶予制度があります

猶予制度とは、市税を一時に納付することができない場合、または財産の差し押さえや売却を直ちにすることにより、その事業の継続もしくは生活の維持を困難にするおそれがある場合に利用できる制度で「徴収の猶予」と「換価(売却)の猶予」があります。

#### 徴収の猶予の要件

- 災害、盗難、病気等により一時に納付することができないとき
- 事業の休廃止、事業上の損失等により一時に納付することができないとき など

申請

#### 徴収の猶予が承認されると

- 猶予期間1年以内(延長可、最大2年以内)
- 財産の差し押さえや売却が猶予される
- 延滞金の全部または一部が免除される
- 分割納付が可能になる など

#### 換価(売却)の猶予の要件

- 納税について誠実な意思を有している人が、市税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- 猶予を受ける市税以外の市税に滞納がないとき
- 平成28年4月1日以後に納期限が到来する市税で、その市税の納期限から6カ月以内に申請書が提出されたとき など

申請

#### 換価(売却)の猶予が承認されると

- 猶予期間1年以内(延長可、最大2年以内)
- 財産の差し押さえや売却が猶予される
- 延滞金の一部が免除される
- 原則、各月の分割納付 など

#### 猶予の取り消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当すると、猶予が取り消される場合があります。

- 分割納付計画どおりに納付がない場合
- 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきことになった市税が滞納となった場合 など

#### 収納課からのお願い

- 市税を納期限までに納付できない場合は、早めに収納課にご相談ください
- 市税を納期限までに納付していない場合、納付日までの日数に応じて延滞金がかかります
- 督促状や催告書の送付を受けてもなお納付されない場合は、財産の差し押さえ等の滞納処分を受けることがあります

問 ☎️収納課